

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 5 月 21 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541012604010050150
541012604130030040
541012604130030110
541022604021000150
541032604035276790
541032604101010060
541032604131010100
541042604020010140
541042604055514260
541052603285294150
541052604011000060
541052604040060150
541052604070060120
541052604171000110
541162603280130060
541162603300190290
541162604020130190
541162604030080120
541162604060090020
541162604100040100
541162604100140070
541162604110200100
541162604140170290
541162604170220010
541172604011010040

弁明通知書番号
541172604045359010
541172604141000020
541182603310010030
541182604160020070
541192604100226730
541232604031010100
541232604051000030
541232604071010030
541412604090010070
541412604140010040
541422603091010100
541422604021010040
541422604080020100
541432604020030130
541432604100030090
542522604020020040
542522604170010060
542532604105380180
542542604050030030
542542604060030040
542542604140030020
542542604160010050
543832602145067230
543832604011000010
543832604031000030



弁明通知書番号	弁明通知書番号
543832604110122250	
543952603205478070	
543952604045323010	
543952604070219250	
543952604090020020	
以下余白	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。